

3-2 学校を越えるメディア教育

ビクトリア・カンブス博士

倫理学教授、バルセロナ自治大学（スペイン）

テレビ内容委員会委員長、スペイン国会、1993年

victoriacamps@gmail.com

要約

メディアに関する教育は疑いなく必要なものであり、通常の教育では徐々に取り入れられているが、あまり満足のいく状況ではない。こうした教育は、教育事業に対して何らかの責任を引き受けるメディア・セクターの努力で直接教育するのではなく、放送を教育が伝えようとする価値と調和させることによって具体化されなければならない。視聴覚評議会は、メディア教育を推進する役割を果たすことができる。子どもたちの日常を取り巻くテレビやインターネット、その他の画面を適切に使うように、教育制度において子どもたちに教える責任を果たす手助けもする。同時にこれらの評議会は、メディアで働く者が視聴覚コンテンツについての法律を自由かつ責任をもって主張し解釈するよう支援し、その結果自主規制を促す。本稿は、カタルーニャ視聴覚評議会がメディア・リテラシーを促進するなかで蓄積してきた経験を紹介し、必ずしも意見の共有や一致がみられない論争点を議論するために、多様な利害関係者を満足させるうえでの識見を提供する。

キーワード：メディア教育、自主規制、視聴覚評議会、倫理、視聴覚法

視聴覚メディアに関する教育が絶対に必要であることは、ますますはっきりしている。教育全体が、多様な「画面」の新たな文脈に適応し、学校が慣れるべき技術や機材を使いこなさなければならない。作文、あるいは伝統的な黒板に見切りをつけずに、どのようにして様々な知識の源を得てお互いを補足するか、そしてどのように映像の力を使って論理的思考を身につけるか、学校は学ぶ必要がある。しかし、何よりも利便性を特徴とする現実とよく検討すべき障害について、人びとの教育を始めることが急務である。共生が可能になるよう人間を導くはずの重要な価値は常に危険にさらされてきた。しかし、それらに迫る脅威は時代によって異なる。今日では、テレビやテレビゲーム、携帯電話、インターネットがメディアとエンターテインメントの複合体を形成している。それによって、子どもたちは伝統的なメディアよりもっと直接的で普遍的な影響に曝されており、コ

ントロールしにくいエンターテインメントや情報への可能性へのアクセスを子どもたちに与えている。考慮すべきこのシナリオを無視しては、教育はいかなる現実味をもっても語れない。

一方、メディアは規制を避け、メディアが行使する言論の自由に限界を設けようとする部外者を望まない。それら同じメディアが、クリティカルにメディアを理解し監視することを視聴者に教えるよう求められるのも決して障害にはならない。これはメディアで働く者とオーディエンス双方が自立を維持する最善の方法であろう。これはまた、皆が道徳的成熟さをもって参加し、最終的にはより優れたメディアを求め、獲得する方法でもあり、民主主義の根本である基本的な倫理原則や価値とも整合性がある。

子どもは一族を挙げて育てるものだという。言い換えれば、教育とは孤立した、あるいはバラバラの取り組みではありえない。学校が社会から与

えられた指針をまとめ適用するために、主要な役割を果たすのは確かだ。しかし、学校はその使命を達成するために、教室外の世界の支援がなければ無力であることにも気づいている。教室外の世界とは、まず第一に家庭、それから数々の視聴覚メディアと電子メディアである。メディアがどう機能するのか教えようとする大人たちを尻目に、子どもたちはそれらのメディアの操作と利用法を素早く学ぶのである。

社会の他の利害関係者から、教育への支援を引き出すのは難しい。それは何よりも、伝達すべき最低限の知識を定めたカリキュラムをもつ制度化された教育が存在するからである。家庭をはじめ、すべての学校に適応する決まりに当てはまらないものはすべて、それぞれの主体の善意と、それらの主体がさまざまな状況で果たすべき役割について責任を全う出来るかに依存する。もちろん家庭には、子どもが何をし、テレビで何を見るかについての主な責任がある。しかし我々は家庭でも助けを必要としていることを認識しなければならない。特に子どもの学校スケジュールと親の就労時間が合わず、親が教育義務を直接果たせない時間帯についてはそうである。

一般に視聴覚メディアについて、特にテレビについていえば、現場が業務として教育的責任を引き受けるのに気が進まないのは当然だ。とりわけそれが教育番組の制作である場合はそうなる。公共テレビだけがその領域を担う義務をもつ。民間のテレビ局は、控えめに言っても議論の余地のないほど人気のあるメディアであり、子どもが世の中の見方を学ぶうえで大きな影響力があるという自覚をもち、より多くの責任もまた受け入れなければならない。したがって、民間テレビ局は子どもにとってのプライムタイムに放送する番組について特に慎重を期す必要がある。

その責任はあいまいで、行動様式や明らかな成功事例として明確に示すのは難しい。だからこそ教育行政は、視聴覚メディアに関する教育の必要性に教師が対処するよう、行政としての役割を果

たさねばならない。現実には、行政がこれにとりかかることはめったにない。メディア・リテラシーは新しい要素である。そして行政慣行のなかに革新をもたらすことがいかに難しいかも知っている。この要素はまた教師のトレーニングも必要とし、したがってそのための具体的な予算も不可欠である。すべての教師が、視聴覚メディアの教育やデジタル教育の緊急性を、専門家が教える単なる技術面以上に理解しているわけではないこともまた事実である。私たちは、それぞれの問題に対応する専門家がいる社会で生活しており、「分野横断的な」解決策を見つけるのをほとんど不可能にする目隠しを伴った問題に取り組んでいる。授業に横断的な知識を持ち込もうとする学校の失敗から見て、この考え方は懐疑論を引き起こす。

視聴覚評議会がその特有の機能に完全に適合する、興味深くタイムリーな仕事ができるのはここである。この機関は視聴覚メディアと社会一般との間の仲介者としての位置をうまく占めている。同時に学校によるイニシアチブを理解し支援することができる。規制機関は、評議会の任務を理解していれば、視聴覚メディアを監督するのがどれほど込み入ったことかすぐに分る。例を挙げると、広告を出す時間や番組の検証、子どもが見ている時間の番組編成への留意などについて、多くの規則を施行しなければならない。しかし彼らは実際に起こっていることについても、もっと知る必要がある。子どもが何を好み、それが彼らの心にどのように影響し、画面に釘付けになるのはどのように進むのか、暴力はどこから行き過ぎなのか、ポルノグラフィとは何か、子ども番組でどのような道徳的価値観やそれ以外の価値観が放送されるか、それがどのようなアイデンティティを育てるのか、といったことである。他にも今では教育とコミュニケーションの専門家が何年もの間、提起している非常に多くの論点がある。視聴覚評議会は視聴者——子どもと大人——の権利を視聴覚メディアのいかなる乱用からも守るためにある。評議会は生きるうえで必要なもの、すなわち言論の

自由と情報の権利の仲介者であるから、その職務に対するいかなる干渉もたちまち検閲のように映る。評議会は言論の自由の権利はもちろん、教育の権利という異なる種類の権利をも仲介し、遠まわしに動かなくてはならないことが多い。もし家庭と学校が教育を通して伝達しようとするものを視聴覚メディアが組織的に侵害してしまうと、後者の権利は保証されることはありえない。

1. 視聴覚評議会：スペインの例外

好意的に見れば、スペインの視聴覚評議会の状況はユニークである。ここでは、最初のスペイン視聴覚評議会創設に関する発議中止の経緯をつぶさに見ることとなった、筆者の個人的な経験を通して説明する。1993年、筆者はスペイン国会の上院議員に選ばれ、「テレビ内容委員会」の委員長を務めるよう命じられた。委員会は許容範囲を逸脱しはじめていた番組の乱れを調査することになっていた。EUの「国境なきテレビ」がスペインの法律に適合するようにつくられた。特に子どもを守るために、テレビの内容に何らかの規制をしるのに十分な法的根拠が初めてできたようだ。

我々は「視聴覚評議会」の存在を知って驚いた。評議会は、法律の施行をしっかりと監督し、主に広告収益に駆り立てられがちな産業の潜在的弊害から視聴者の権利を守るという使命をもっていた。当時のテレビ内容の危険性を査定し、スペイン視聴覚評議会の創設をきわめて具体的に勧告する報告書を作成することで、政治勢力の間で合意に達するのは難しいことではなかった。

すべての政治勢力が後押しし、上院では容易に合意が得られたが、ほとんど何も起こらなかった。評議会創設のための法律を起草する段階になって、全ての政党が心変わりをしたからである。民間の視聴覚系企業が激しく圧力をかけ——圧力は決して緩められることはなかった——評議会は構想の段階にとどまった。それ以来（報告書が提出され、上院で承認された1996年以来）スペインのための視聴覚評議会の提議する意思や勇気をもった政

府は出ていない。

しかし上院での活動は全くの無駄というわけではなかった。数年後カタルーニャ州議会で、自治政府による視聴覚評議会創設の提案が通過したのである。初めはほとんど力を持たない諮問機関にすぎなかったが、2000年までには最大の実行力をもち、ヨーロッパや世界の最も主体的な評議会と全く同等の水準になった。はじめはフランス視聴覚高等評議会を組織のモデルとして、それ以来拡張し続けてきた。現在カタルーニャの視聴覚評議会は、視聴覚メディアに関する法の施行だけでなく、競争的選択プロセスにおける決定や地域のラジオとテレビの周波数の認可についての権限も有している。カタルーニャの評議会は非常に健全な状態であり、評議会の存在を全く認めたがらなかった視聴覚メディアでさえ十分に認めているだけではない。2005年にはカタルーニャで視聴覚法が可決されたのだ。これは、1983年に制定されたスペイン初の放送法以来あったあらゆる規制を改訂するためにも必要不可欠なものだった。カタルーニャの視聴覚評議会設立の事例は、独自の評議会を設立したナヴァーラ自治州や、2006年から評議会をもつアンダルシア議会によって直ちに追隨された。

こうした進展にもかかわらず、例外的な状態は継続している。テレビのようなメディアが、境界がますますあいまいになるなかで、スペインのごくわずかな地域で統制されたとしても、ほとんど意味をもたない。カタルーニャ、アンダルシア、ナヴァーラの視聴覚評議会は地域のラジオやテレビは監督しているが、それらの地域の全ての家庭が受信している全国放送は蚊帳の外である。この中途半端な権限は、ローカル・メディアにとって比較的不利なものである。そしてより深刻なことに、その権限ではスペイン全体の視聴者の権利を守ることができないのである。

2. 視聴覚評議会とメディア教育

カタルーニャの視聴覚評議会は、当初からメデ

メディア教育への関心をもっていた。教師向けの書籍『テレビの見方』は評議会の最初の出版物のひとつであり、その第二版はカタルーニャ語とスペイン語の両方で作られ、広く学校に頒布された。2002年には『白書』が作成、発行された。『視聴覚環境における教育』は、改善するための指標を提示し、現在の機能不全を修正するために、カタルーニャの状況を評価する目的で書かれた。この報告書はスペイン国内で広く配布され、学校のメディア教育の不備を明らかにし、それらを是正する指針を示すための基準として用いられてきた。

視聴覚評議会のような独立行政機関はすすんで学校と協力しようとはしない。ヨーロッパではOFCOM(Office of communications)だけが、英国政府の特別な委任に応じて、メディア・リテラシーを牽引する任務に取り組んでいる。視聴覚メディア、とりわけテレビを監督する機関にとって、子どもの保護を重視するために、教育がビジネスの一部になることは直感的視点からみても明らかだろう。結局のところ、テレビの内容規制は、子どもの身体的、精神的、道徳的健康を害しうる全てのものを禁ずる、というEU指令の規定から大きく外れたものにはならない。これは、正真正銘のハードコア・ポルノグラフィではないある種の番組を禁じる権限を評議会に与えるだろうか。「害しうる全てのもの」という法律用語の言い回しは、番組と子どもの行動の間にあるある種の因果関係を規定している。それは、人間の行動に影響するかもしれないひとつの変数だけを分離して説明することはできないため、論証することが不可能である。テレビ番組が人びとの行動に与える実際の影響を証明するのは難しく、放送局は、ますます陳腐になる番組のいかなる教育的な欠点も認めない。結局われわれは、メディア経営者の善意と、子どもをあまり傷つけないという願望を当てにせざるを得なくなる。そして、子どもたちのニーズを無視した不用意な番組から、潜在的に有害な影響に対抗するため、十分な情報をとくに子どもたちが得られると信じることになる。

われわれは規制をあきらめているわけではなく、適切な番組と不適切な番組を区別する明確な基準を定めるのがいかに難しいかを明らかにしているのである。そのような基準は、すでに指摘されているように言論の自由を侵害するとして拒絶されるだろう。言論の自由への検閲は、世界中の視聴覚評議会の悩みの種だ。すでに達成された絶対に必要な業績まで台無しにしないよう、慎重にならなくてはいけないのである。評議会は、法的規範の解釈と結果として生じる勧告を提案し、メディアの現場が法を解釈し、守る倫理的責任に関与するよう説得するのに、非常に適した立場にある。放送局は子どものプライムタイムの番組について、「自分の子どもにもこれを見てほしいか？」と問う姿勢をもたなくてはならない。言うまでもなくこの問いは、どんな犠牲を払っても子どもと若い人たちの関心を獲得しようとする企業の関心とはかけ離れている。それでもなお真剣に考えれば、テレビが子どもを「傷つけないため」に果たすべき職務とはまさに、教育の目指すところにどのよう適合するか、よく検討することである。

視聴覚メディアを監督するということは、法が破られたときに罰則を課するというだけの問題ではない。そのような取り締まりもなされるが、きわめて例外的な場合においてのみである。したがって、単に監督するという特定の機能以上に、視聴覚評議会がおこなうことは、テレビ局と市民組織もしくは社会機関との共同での規制に寄与することである。それらとの共同の働きを押しすすめることで、番組が改善し実際に視聴率も上がるのだ。内部に助言をおこなう教育評議会をもつ放送局もある。そのような評議会をもつのは有益であろう。

そして、教育評議会は教育にほとんど直接的責任を負う家庭、学校や教師にとってもまた有益だろう。家庭、学校及び教師は視聴覚（そしてデジタルの）言語を理解し適切に読み解く方法を教える責務を負っている。これは単に、親や教師より先に子どもたちが覚える技術的なスキルというだけではない。社会的、道徳的、あるいは市民性に

基づくコンピテンシーなのである。「技術還元主義」は新しいメディアを支配する危険のひとつだ。メディアの活用を学ぶというのは、単に技術的にそれを操作するという以上の意味をもつ。良質のもののがらくた、よい情報とまやかしとを見分け、広告の刺激に心奪われず、メディアの内容を受動的に染み込ませていく傾向を修正していく能力を求めるのである。この能力を教えるために、教師や親はまず子どもや生徒が何にさらされているのか知り、そして潜在的に有害な影響に対処し自らを守る道具を子どもたちに与えなければならない。

この手のかかる課題には物理的な手段といくらかのトレーニング、アイデアを実践に移す時間が必要となる。概して行政はハードウェアを提供することには同意しても、直面すべき新しい状況に教師を適応させる必要性は無視する。また教師はそうするよう奨められることもない。たいていは少数の熱心な教師の寛大さと誠意に大きく依存しながら、他の教師を何とか説得するのである。だからこそ視聴覚評議会の支援はきわめて貴重なのである。評議会がメディア教育への寄与もその任務の一部だと理解していれば、学校当局や教師、そして視聴覚の世界の間を橋渡しするだろう。

3. カタルーニャの視聴覚評議会の経験

カタルーニャの視聴覚評議会は、視聴覚評議会が学校と組むうえで絶対に欠かせない信念を初めからもっていた。学校向けの教材出版に加えて、評議会は研究を推進し、教育をメディア・リテラシーに方向づける一連の政策を先導してきた。それに沿って、カタルーニャの評議会はこの分野で研究者の意欲を喚起するため、様々な地方の大学と一連の協定を結んできた。合同の研究チームによる特定の研究を取りまとめるだけでなく、若手研究者を対象にした年1回のコンテストでは、最優先で追求すべき方向性としてメディア教育に言及している。

さらにカタルーニャ視聴覚評議会は、初等・中等教育の生徒と教師が視聴覚リテラシーの練習作

品と経験を発表するコンテストを毎年おこなっている。その目的は、教室での活動と教師の創意を促進し、テレビの見方、インターネットの賢い使い方、そして子ども本来の環境を構成しているその他多くのメディアについて、若者に教えるための新しい方法や手法を見つけることである。

この領域で先駆的で広く知られたプロジェクトは、ジョアン・フェレスを中心にスペインの多くの大学教授たちによって書かれた文献で、「視聴覚コミュニケーションのコンピテンシー」に関するものである。その文献とそこでの議論によって刺激された多くの文書がカタルーニャ視聴覚評議会の『クアデルルス (Quaderns)』を通して出版されてきた。この文献は様々な年齢層からサンプリングした長期の実証的調査の出発点としての目的を果たしており、スペインの人びとのメディア利用におけるコンピテンシーの度合いを確かめるものであった。真価のほどはともかく、「コンピテンシー」は、昨今の教育上の議論のなかで中心的な概念である。コミュニケーションの領域では、「コンピテンシー」は技術的な側面だけでなく、おそらく本来、社会的、倫理的、審美的側面を含んでいなくてはならない。この考え方は、結局のところ市民が「合理的に」受け取ったイメージと情報をいかにうまく処理し、「共通善」と呼びつづけているものに反しないかを見ることである。それはまた、正しいものとそうではないもの、質の良いものと悪いものをいかに市民がうまく見分けるかを見ることでもある。善と悪、正と誤、公平と不公平については主観がその一部を担っているけれども、純粋に主観的な概念ではない。完全な主観に陥る不安を乗り越え、本質的な文化と商品文化を見極めうることを認識することは、より厳密かつ効果的にメディア・リテラシーに取り組むためにも欠かせないステップだ。

数年前、アメリカの連邦通信委員会の元委員長は「テレビは常に教育的だ。私たちが問わなければならないのは、それが何を教えているかだ」と述べた。市民の共同体の「コンピテンシー」につ

いて、そしてそのコンピテンシーが向上し改善するのを助けるため、教育制度において何ができるかが不明瞭では、その問いには答えられないだろう。消費経済が宣伝する価値観によって倫理的価値観が追いやられる時代には、視聴覚メディアが市民性を構築する助けになるか、妨げになるか、確かめなくてはならない。先進社会を構成する個人の典型は消費者であり、市民ではない。しかし民主主義は市民を必要とする。そして市民の特性のひとつはまさに、メッセージや情報に対して単に受容的、あるいはただ受動的なのではなく、それらをクリティカルに処理するのに必要な能力をもつことである。

いわゆる「知識社会」で一番脆弱な価値が知識自身であることは逆説的だ。考えられる限りのトピックについての大量の、しかし表面的で断片的な情報を得ることは、知識を獲得することと同じではない。何かを知るためには、ただ受容するだけでは不十分だ。規定された教育は、もし最低限であっても納得のいく結果を期待するのであれば、この事実を無視することはできない。今起こっていることについての情報を入手することは、実際の自分の立場を理解し、対処するための第一段階である。しかし第二段階ではその情報の中から選択し、その価値を判断することを学ぶ。受け手が媒介された現実を評価するとき、彼／彼女はそのメッセージに価値を付け加えている。しかしこの価値を付け加えるためには訓練を必要とする。現実はいずれ自身を評価しないからである。

これは新しいメディア環境を拒絶する、否定的な態度をとることを意味するものではない。どんな技術革新でも同じように、もたらされる利点は賞賛されるべきである。しかし単に技術的な点だけでなく、人間的な観点からの発展を望むのであれば、社会が対処すべき潜在的な逆機能に対する安全装置が必要だ。情報技術は善にも悪にも利用できる大きな可能性をもっている。これらは技術的な革新であるから、その技術が内容を運ぶ伝達手段でしかないことを考慮せず、技術上の発

展だけに注目するのは容易だ。教育はやはり技術的コンピテンシーだけでなく、最も広い意味でのコミュニケーションのコンピテンシーに焦点を当てることができる。視聴覚・デジタル文化が早く、より便利で、簡単な情報とコミュニケーションを活性化することは疑いがない。問題は、それが知識、民主主義、連帯、そして個人の自己決定に向かう進展をも示すかどうかだ。新しいコミュニケーションの方法は確かにこれら全てのシティズンシップの価値と事実を強化しうる。そのような使い方をする明確な意思があれば、可能である。そのような善意がなければ、新しい技術は先が見えず、どこへ向かうのか知るすべはないだろう。

メディア・リテラシーは、技術的・経済的要素をこえた、重要な社会的、民主的、市民的価値を心に留めなくてはならない。技術そのものは人間や完全な民主主義を改善しないし、知識の増加への貢献さえしない。技術はそうした問題を提起する機会であり、手段である。だからこそ、その使い方を学ぶのが重要であり、その学びの促進に積極的に力を注ぐ機関が重要なのである。

注

本稿ではカタルーニャ視聴覚評議会のメディア・リテラシーに関する活動を紹介しているため、参考文献は評議会のその領域での刊行物に限られている。これらはすべて評議会のウェブサイト (www.cac.cat) で見ることができる。

参考文献

Casas, F. (2007). *Preferències dels adolescents relatives a la televisió*. Barcelona: Consell de l'Audiovisual de Catalunya.

Consell de l'Audiovisual de Catalunya (Ed.) (2003). *Libro Blanco: La educación en el entorno audiovisual*. Barcelona: Consell de l'Audiovisual de Catalunya.

Consell de l'Audiovisual de Catalunya (Ed.)
(2006). L'educació en comunicació audiovisual.
Quaderns del CAC, 25.

Ferrés, J. (Ed.) (2006). Com veure la televisió.
Barcelona: Consell de l'Audiovisual de
Catalunya.

(訳：田島知之)